

特定非営利活動法人ヴィラノーバ水俣 会則

1 名称

当会は特定非営利活動法人(NPO法人)ヴィラノーバ水俣と称する。

2 目的

水俣を中心とした地域で、一貫したサッカー理念の基「友情と仲間意識」を育み、健全な人間育成を図るとともにサッカーの技術向上を目的とする。

3 資格及び会費について

- ① 入部を希望する会員は、代表・コーチの許可を得ると共に、入会金(Jrユース6000円・ジュベニール4000円・インファンチュール・キッズスクール3000円)を納入し、会員の資格を得た後に、活動に参加することを基本とする。
- ② 当会会費(月謝)は原則として毎月26日に銀行引き落としとなる。(手数料200円)
- ③ 休部(1～6ヶ月)を希望する会員は「休部届」を提出する。この場合、当該期間の会費は半額とする。
- ④ 長期(3ヶ月以上)欠席する会員は、「長期休部届」を提出する。この場合、会費は免除する。但し、届けでなく長期欠席の場合、会費は徴収する。
- ⑤ 無届けによる長期欠席及び会費未納となった場合は、会員の資格を取り消す。
- ⑥ 継続して入会を希望される場合は、継続入会申込書及び継続入会費(保険料・日本サッカー協会登録費・クラブ連盟登録費)を納入する
- ⑦ クラブバスの使用については、練習等は100円、練習試合・大会参加については500円徴収する。また遠征については遠征費の中に含めて徴収する。

4 会費の会計

- ① 運営に要する用具、用品の購入及びその他の諸経費に使用する。

5 クラブ目的達成のための活動

- ① 定められた時間と場所で、サッカーの練習を行なう。
- ② 試合にはできる限り参加する。
- ③ 親子対抗試合等の催事に参加し積極的に協力する。
- ④ レクリエーション・進級会・懇親会等の特別行事へも積極的に参加する。
- ⑤ 練習用具(スパイク・すねあて・ボール等)は各自で購入し管理する。また練習着・ジャージ等はクラブ指定の物を着用すること。

6 保護者の責任及び役割

- ① 試合又は練習に伴う、傷害や事故についてはスポーツ傷害保険の適用範囲内とする。クラブはそれ以外の責任については一切問わない。
- ② 試合又は練習会場への送迎等の事故に関しても保険の適用範囲内とする。クラブはそれ以外の責任については一切問わない。
- ③ 保護者は、クラブを円滑に運営するために協力及び援助する。
- ④ クラブ会員として、ふさわしくない行為があった場合は退会処分とする。

7 指導者について

- ① 原則として、公認スポーツ指導員及び10年以上のサッカー経験者に依頼する
- ② 指導員の役割はサッカーを通じて健全な児童育成を行なう。

8 この規則は、クラブの成長により適合しないと判断した場合は、会則にのっとり削除及び変更、追加することができる。